

### ● 所有者不明地の売却が一部可能に

5月17日に、不動産登記簿に所有者の氏名や住所が正常に記録されていない土地や所有者欄に「ほか何名」と記載されたりしている土地について、登記官に旧土地台帳を調査する権限などを与え、所有者がわかれば登記官が登記を変更でき、所有者を特定できなくとも、土地を利用したい自治体や企業の申し立てがあれば、裁判所が管理者を選び、売却できるようにする（売却代金は供託）「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」（2019年2月22日、国会提出）が参院本会議で全会一致で可決され、成立した。施行日は公布の日から1年6月以内とされ、現時点では未定である。ただこの法律は所有者不明土地問題の決め手からは程遠い。今後の焦点は、所有者不明土地の「予備軍」の防止対策と、すでにある不明土地の管理・活用方策の強化であり、法制審議会（法相の諮問機関）の部会では、相続登記の義務化や土地所有権の放棄、さらに、相続で共有者が増えた土地を一定の条件で売却・活用できる方策等が検討課題となる。